

条件付事前審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規程により次のとおり公告します。

令和7年8月13日

長浜市病院事業管理者 高折 恭一

1. 業務概要

- (1) 業務名称 市立長浜病院夜間急性期看護補助に係る労働者派遣業務
- (2) 業務内容 「市立長浜病院夜間急性期看護補助に係る労働者派遣業務一般競争入札実施要領」及び「市立長浜病院夜間急性期看護補助に係る労働者派遣業務 一式 仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和7年11月1日 から 令和10年9月30日 まで
地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

2. 入札参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる(1)から(8)までの全ての要件を満たす単独企業であること。

- (1) 令和7年度長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (3) 長浜市入札参加停止基準要綱(平成24年長浜市告示第213号)に基づく入札参加停止措置を現に受けていない、又は、提案時において長浜市入札参加停止基準要綱の別表第1及び別表第2の各号に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。
 - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者。

- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (7) ISMS認証又はプライバシーマークの認証を受けている者であること。
- (8) 病床数が200床以上の滋賀県内の夜間急性期看護補助体制加算の施設基準を取得している病院において、本件入札の公告の日から起算して過去3年以内に、本件業務と同様の業務について1年以上の契約・業務実績を有するものであること。ただし、夜間急性期看護補助体制加算の施設基準を満たすことができないなどの理由により、本件と同様の業務の受託を辞退した、または契約解除された実績のある事業者は除く。

3.入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証するため、入札参加資格確認申請書(様式1、以下「申請書」という。)、事業者概要書(様式4)及び業務実績書(様式5)並びに入札参加資格確認資料※を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (2) 申請書及び資料の提出は、別に定める様式により行うものとし、正本一部を郵送すること。

※入札参加資格確認資料

- ・労働者派遣法に基づく許可を取得したことがわかるもの
- ・ISMS認証又はプライバシーマークの認証を受けている者であることがわかるもの
- ・上記2. (8)の契約・業務実績を有することがわかるもの(契約書の写し等)

4. 手続等

- (1) 担当部局(書類等の提出先および問い合わせ先)
市立長浜病院 事務局 経営企画課
〒526-8580 滋賀県長浜市大戌亥町313番地
電話番号 0749-68-2300
E-mail nch-kikaku@city.nagahama.lg.jp
- (2) 入札の参加に必要な書類の配布
ア 配布場所 市立長浜病院ホームページ内で配布する。
<https://www.nagahama-hp.jp/>
イ 配布方法 市立長浜病院ホームページからダウンロードすること。
- (3) 申請書及び資料の受付
ア 受付期間 令和7年8月13日(水)から令和7年8月26日(火)午後5時まで
イ 郵送方法 一般書留又は簡易書留(提出期限必着)
ウ 郵送先 〒526-8580 長浜市大戌亥町313番地
市立長浜病院事務局経営企画課

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、令和7年8月28日(木)までにE-mailにより通知する。

(5) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書(様式2)を下記へ電子メールにて送信すること。

市立長浜病院事務局経営企画課 E-mail nch-kikaku@city.nagahama.lg.jp

※ただし、提出後は必ずその旨を電話で伝え受理の確認を行なうこと。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

イ 質問受付期限

令和7年8月28日(木) 正午

ウ 回答日

令和7年9月3日(水)

市立長浜病院ホームページに掲載する。

(6) 現地説明

現地説明は行わない。

(7) 入札書の提出

ア 提出期限 初度:令和7年9月11日(木)午後5時00分(必着)

再度:令和7年9月18日(木)午後5時00分(必着)

イ 郵便方法 実施要領に従い提出すること。

(8) 開札日時及び場所

ア 開札日時 初度:令和7年9月12日(金)午前9時30分執行

再度:令和7年9月19日(金)午前9時30分執行

イ 開札場所 市立長浜病院事務局経営企画課執務室

(9) 入札方法

ア 郵便による入札とする。

イ 仕様書、長浜市病院事業契約規程(平成22年長浜市病院事業管理規程第24号)、長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)等を熟知のうえ、入札すること。

ウ 入札価格が予定価格に達しない場合、最大2回まで入札を執行することがある。

エ 再度入札の場合、初度入札参加者に初度入札の最低入札額をE-mailで通知する。

オ 再度入札の場合、最低入札額以上の価格で入札をした者は失格とする。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

キ 入札の結果、同じ価格をもって入札した者があるときは、入札書に記載された任意の数字を用いたくじにより落札者を決定する。

(10) 入札結果の公表

落札決定後、速やかに経営企画課において掲示する。落札決定した翌日までに入札参加者にE-mailで送信する。

(11) 入札参加申込の無効

次のいずれかに該当する入札参加申込は無効とする

ア 入札に参加する資格がない者により申し込まれたもの

イ 一般書留又は簡易書留以外の方法で提出されたもの

ウ 入札公告で指定する期限より後に申し込まれたもの

エ 申請書又は添付書類等に虚偽の記載をした者により申し込まれたもの

オ その他公告要件を満たさない者により申し込まれたもの

(12) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格がない者がした入札

イ 一般書留又は簡易書留以外の方法で提出された入札

ウ 入札書が同封されていない入札

エ 1枚の封筒の中に、同一の委託業務について複数の入札書等を同封した入札

オ 封筒に記載された事項と同封された入札書に記載された事項が異なる入札

カ 入札書の金額、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

キ 入札書に日付が記載されていない、又は入札(開札)日でない日付が記載された入札

ク 入札書記載の金額を加除訂正した入札

ケ 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合における当該箇所に訂正印がない入札

コ 談合その他不正行為があったと認められる入札

サ 入札公告で必要とした書類が添付されていない入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

無効の入札をした者が落札者である場合は、落札決定を取り消す。

5. その他の留意事項

(1) 予定価格

予定価格は公表しない。

(2) 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

(3) 委託の禁止

本業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、事前に書面で委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(4) 支払条件

前金払・部分払は行わない

(5) 保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

(6) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。